

議案第60号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

杉並区営浜田山四丁目アパート	杉並区浜田山四丁目10番21号
----------------	-----------------

別表第2に次のように加える。

杉並区営浜田山四丁目アパート	19,000円
----------------	---------

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する杉並区営浜田山四丁目アパートの使用の許可に必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前に、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）の規定により、都営浜田山四丁目アパートに関して、東京都知事に対して行われた許可申請、手続その他の行為又は東京都知事が行った許可、手続その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定により、杉並区営浜田山四丁目アパートに関して、区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。

（提案理由）

都営住宅の移管による区営住宅1箇所を設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。